

荒川区都市計画マスタープラン
策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和7年12月

荒川区 防災都市づくり部 都市計画課

1 募集の趣旨

本業務は、都市計画マスタープランの策定にあたり、都市計画分野における高度な専門的知識、技術及び豊富な経験を有する事業者からの支援を受けることにより、計画策定の効率化・円滑化を図り、より質の高い計画とするとともに、策定プロセスにおいて、広範な現況分析に加え、住民説明会やワークショップの開催、パブリックコメント手続きなど住民参加による合意形成プロセスについて専門的な支援を受け、多様な意見を適切に計画に反映させることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 件 名

荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託

(2) 委託内容

別添「荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※債務負担行為に基づく、複数年（令和 7 年度、8 年度の 2 か年）契約とする。

(4) 履行場所

荒川区指定場所

(5) 委託費用の提案限度額

42,361,000 円（税込み）（令和 8 年度、9 年度の合計額）

〈内訳〉令和 8 年度 24,310,000 円（税込）

令和 9 年度 18,051,000 円（税込）

※限度額超過の提案は無効とする。

※上記限度額は令和 7 年度荒川区議会定例会 2 月会議により、令和 8 年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更となる場合がある。

(6) 主な策定スケジュール（予定）

年度・月 業務内容	令和 8 年度						令和 9 年度					
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2
基礎調査の実施	●	●	●	●	●							
改定素案の作成				●	●	●						
改定案の作成							●	●	●	●		
パブリックコメント等											●	
最終案の作成												●

3 プロポーザルの日程

令和7年12月12日（金）	公募開始、区ホームページにて募集要項公表
12月25日（木）	参加申込書受付締切
12月26日（金）	質問受付締切
令和8年1月9日（金）	質問回答期限
1月21日（水）	提案書提出締切
1月下旬	第1次審査（書類審査）
2月上旬	第1次審査結果通知
2月下旬	第2次審査（プレゼンテーション審査）
3月中旬	第2次審査結果通知及び公表

4 参加資格

参加条件は、以下のとおりとする。

- （１）過去10年以内に大都市圏における人口20万人以上の自治体の都市計画マスタープラン等に関する業務の受託実績を有し、かつ住民参加のワークショップ等グループ活動の運営支援（議事録や検討結果の取りまとめ等のほか、会議等の進行、コーディネート等の運営全般にわたった支援）の実績を有すること。

※「大都市圏」…東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を含む東京圏、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県を含む大阪圏、愛知県、岐阜県及び三重県を含む中京圏をいう。

※「人口20万人以上」…支援業務受託時の区市町村の人口規模が20万人以上をいう。

- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づき、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。ただし、特別の理由がある場合を除く。
- （３）荒川区契約事務規則（昭和39年荒川区規則第8号）第7条の2第1項に規定する資格審査サービスの「営業種目（0123 都市計画・交通関係調査業務）取扱品目（01 地域・地区計画）」に登録されている業者であること。
- （４）荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- （５）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- （６）宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- （７）プライバシーマークの付与又はISMSの認証を受けていること。
- （８）本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。

※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。

5 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	書類名	様式番号	必要部数
1	参加申込書	様式第1号	1部
2	事業者概要	様式第2号	1部
3	実績調書	様式第3号	1部
4	4(1)に係る実績を有することを確認できる書類（契約書の写し等）	—	1部
5	会社案内パンフレット	—	1部
6	「プライバシーマーク」もしくは「ISMS」の登録証の写し	—	1部
7	財務諸表（直近決算年度を含む過去3か年の貸借対照表及び損益計算書）	—	1部

(2) 提出先

〒116-8502

東京都荒川区荒川二丁目11番1号 荒川区役所北庁舎3階

荒川区防災都市づくり部都市計画課 都市計画マスタープラン策定担当宛て

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）午後5時まで【必着】（郵送または持参）

※郵送の場合、提出期限必着とする。

(4) 参加辞退

参加申込書（様式第1号）を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、「荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル」への参加辞退届（様式第4号）を1部提出すること。（郵送または持参）

6 質疑応答

(1) 質問受付期間

令和7年12月12日（金）から26日（金）午後5時まで【必着】

(2) 質問受付方法

電子メール

※電子メールの件名については「荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託に関する質問」とすること。

※電子メール本文には会社名・担当部署名・担当者名・電話番号・ファックス番号・電子メールアドレスを記載すること。

※質問書（様式第9号）に質問事項と質問内容を記入の上、添付すること。

※電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

(3) 質問送付先メールアドレス

toshikeikaku@city.arakawa.lg.jp

(4) 質問への回答について

原則として、令和8年1月9日(金)午後5時までに、電子メールにて本プロポーザルに参加意思を表明した全事業者宛てに回答を送付する。

(5) その他

- ・質問者の名称等については公表しない。また、審査に関する質問には応じない。
- ・受付期間及び質問方法以外による問い合わせについては受付けないものとする。

7 提案書等の提出

本プロポーザルに参加表明をした事業者は、以下の書類（以下、提案書等という。）を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

No.	書類名	様式番号	必要部数	ページ数
1	提案書	様式第5号	原本1部 副本15部	20ページ以内 (A4換算)
2	実施体制表	様式第6号	原本1部 副本15部	制限なし
3	業務計画及び 作業スケジュール	様式第7号	原本1部 副本15部	制限なし
4	業務委託の経費 (見積書)	様式第8号	原本1部 副本15部	制限なし
5	技術士(建設部門： 都市及び地方計画) の資格証明書	写し	1部	-

※事業者を特定できる一切の文言等（事業者名、担当者名、ロゴマーク等）の記載は、原本のみとすること。副本にはこれらにマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

※各提出書類は、予め指定された用紙の大きさ、枚数を超えないように作成すること。

※フラットファイル（A4 縦長・左綴じ）に様式順にインデックスを付して綴り、提出すること。なお、各様式は片面印刷とすること。

※提案書の用紙サイズは A4 判または A3 判とし、提案書全体で指定のページ数以内にまとめること。なお、A3 判 1 ページ分は A4 判 2 ページ分と換算する。

※審査は各提出書類に記載された内容をもとに実施するため、別資料等の提出は不可とする。

(2) 提出方法

① 提出物

- ・原本及び副本（書類提出）
- ・電子データ（CD-R または USB メモリ）

② 提出期限

令和 8 年 1 月 21 日（水）正午まで【必着】（郵送または持参）

※郵送の場合、提出期限必着とする。

③ 提出先

〒116－8502

東京都荒川区荒川二丁目 11 番 1 号 荒川区役所北庁舎 3 階

荒川区防災都市づくり部都市計画課 都市計画マスタープラン策定担当宛て

④ 特記事項

- ・ いかなる理由があっても、提出期限を過ぎてからの受付は行わない。
- ・ 審査の都合上、提出期限後の書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

(3) 各様式の作成上の注意

① 提案書（様式第 5 号）

- ・ 提案書は、文書、表、図等により適宜、表現すること。カラー刷りで表現することは拒まない。

② 実施体制表（様式第 6 号）

- ・ 本業務の執行にかかる担当組織、担当者及び経歴について記入すること。
- ・ 本業務と同種の業務に従事した経歴は、必ず記載すること。
- ・ 本業務に専任できる担当者の人数等を記載すること。

③ 業務計画及び作業スケジュール（様式第 7 号）

- ・ 仕様書の内容にあわせてスケジュールを記載すること。
- ・ 項目は適宜追加すること。

④ 業務委託の経費（見積書）（様式第 8 号）

- ・ 2 年間の合計金額を記載した業務金額総括表、令和 8 年度業務委託経費、令和 9 年度業務委託経費を提出すること。

8 審査の概要

審査は、提案事業者の参加資格を確認したうえで、「荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託の業者選定に係る評価委員会」が別に定める評価基準に基づき実施する。第 1 次審査（提案書等の書類審査）を行い、第 2 次審査の対象とする事業者を 3 社程度選定する。なお、参加資格が確認できなかった参加者については審査を行わず、別途結果を通知する。

第 2 次審査は提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行ったうえで優先交渉権者を決定する。

各審査にあたっては提案された内容について、評価項目ごとにあらかじめ配点を設定した審査表に基づき、審査を行う。

(1) 第 1 次審査

評価委員会において、提出された企画提案書等の書類審査を実施する。参加事業者の出席は不要とする。

(2) 第 2 次審査

第 1 次審査の結果、第 2 次審査の案内を受けた事業者は、選定委員による指定の日時・会場での提案書等に関するプレゼンテーションを行う。詳細は結果通知書にて案内する。

① 選考時間

1 事業者あたりの選考時間はプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分の計 30 分を予定している。

② 使用資料

原則、プレゼンテーションに使用する資料は事務局に提出した提案書を用いるものとし、当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。なお、提案書の範囲内であれば、パネル、プロジェクター等を利用して画像・動画で説明することも可能とする。

③ 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、その他機器類は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。機器類を持ち込む場合は、事前に事務局に相談することとし、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと。

④ 参加者等

審査に際しては、必ず本提案の業務に直接携わる業務担当者（主として本件業務を担当する者）がプレゼンテーションを行うこととする（上限を 3 名とする）。なお、第 2 次審査においては、出席する者の氏名、役職等を記した名簿（書式は別途、第 2 次審査の案内時に提示予定）の提出を求める。

（3）審査結果の通知

① 第 1 次審査結果

書面にて通知する。なお、第 2 次審査の対象者には、併せて第 2 次審査の日程・会場等を通知する。（令和 8 年 2 月上旬を予定）

② 最終審査結果

書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。（令和 8 年 3 月中旬を予定）

（4）その他

- ・ 審査内容や結果に係わる質問や異議は受付けない。
- ・ 第 2 次審査についても別資料等の提出は不可とする。

9 契約の締結

- （1）審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、契約締結交渉を行う。
- （2）区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合、または「10 その他の注意事項」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

10 その他の注意事項等

- （1）下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - ① 応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。
 - ② 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。
 - ③ 虚偽の提案（参加申込を含む）をした場合。
 - ④ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。
 - ⑤ 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。
- （2）提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。

- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。ただし、区が必要と認める場合は、区は参加事業者と協議の上、無償でその内容を使用できるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 本資料及びプロポーザルにおいて入手した区の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない。また第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。
- (9) 正式な仕様書については、契約締結時に別途調整することがある。

11 問い合わせ及び書類提出先

荒川区防災都市づくり部都市計画課 都市計画マスタープラン策定担当宛て
〒116-8502 東京都荒川区荒川二丁目11番1号 荒川区役所北庁舎3階
電 話 03-3802-3111 (内線 2812) F A X 03-3802-0046
メール toshikeikaku@city.arakawa.lg.jp